

第2号議案

2025年度活動方針・活動計画および予算決定の件

2025年度 活動方針

【くらしをめぐる情勢について】

(環境・自然災害)

- 地球温暖化が原因と思われる、局地的な線状降水帯による豪雨災害が多発しています。7月25日からの豪雨では秋田県・山形県で大きな被害が発生しました。また台風10号はこれまでにない勢力で九州に上陸し、その後もゆっくりと中国・四国・関西地方を進み、台風から遠く離れた関東・東北でも被害が発生するなど、全国各地で大きな被害が発生しました。9月21日に発生した、令和6年9月能登半島豪雨では、23の河川が氾濫し能登半島地震の被災地にさらなる被害をもたらしました。世界各地でも地球温暖化が原因と思われる、豪雨災害や山火事等大きな災害が発生しており、温暖化防止にむけた対策はまったなしの状況です。
- 8月8日、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測。この地震の発生により、南海トラフ地震臨時情報をはじめ発表されました。これ以外にも震度5以上の地震が茨城県・神奈川県・岩手県・福島県・豊後水道など各地で発生しており、大規模災害への備えはますます重要になっています。
- 全国の河川やダム周辺などから発がん性が懸念される有機フッ素化合物(PFAS)が検出されている問題を受け、環境省が水道法上の「水質基準」の対象にする方向で検討がはじまりました。PFASは航空機用の泡消火剤にも使われており、米軍や自衛隊基地周辺で検出される事例が多くあります。水質改善にともなう水道料金の値上げや、今後水質の調査が行われ、基準を上回っている場合、改善の手立てがとられているか注視が必要です。

(平和・民主主義)

- ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、侵攻が始まって3年が経過しましたが、いまだ終息するめどもなく長期化しています。またイスラム組織ハマスとイスラエルの紛争はヒズボラとイスラエルの紛争、イランとイスラエルの紛争へと発展し、一旦停戦の合意が結ばれましたが3月18日再びイスラエルがガザ地区に空爆を行い、多くの市民が犠牲となっています。
- アメリカのトランプ大統領がガザ地区の所有や、住民の移住を主張するなど、世界で混乱が広がっています。
- 2025年は終戦・被爆から80年という節目の年にあたります。被爆者の高齢化がますます進む中、若い世代への被爆体験の継承と、停滞する核軍縮の動きを前進させることが大きな課題です。
- 「核兵器のない世界の実現に向けた努力」が評価され、日本被爆者団体協議会が2024年のノーベル平和賞を受賞しました。世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器禁止条約に参加していません。この受賞を機に、世界中で核廃絶に向けた取り組みがさらに一步すすむことに期待します。

(食)

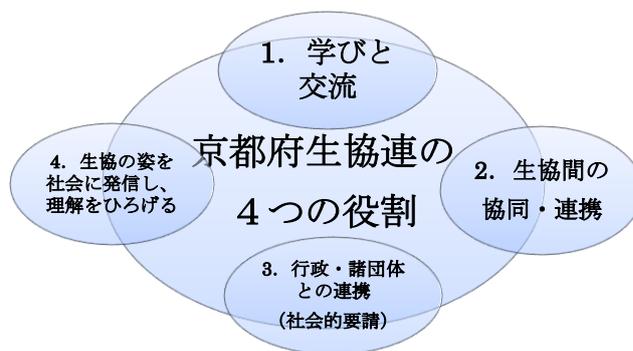
- 紅麹サプリによる大きな健康被害が発生しました。機能性表示食品については法的に「食品」として扱われており、安全性・機能性の根拠についても国の審査は行われていません。今後同様の被害を防ぐためには、いわゆる「健康食品」全体の安全性の確保を国に求めていく必要があります。
- 物価の高騰が続いています。とりわけ米の価格高騰は政府の見立てに反し価格が高止まりしており、くらしに大きな影響を与えています。2月に入り備蓄米の放出等、ようやく具体的な対策が打たれましたが、大きな改善につながるのかは不透明な状況です。
- 1999年に制定された食料・農業・農村基本法が改正されました。日本の食料自給率はこの間横ばいで38%、スマート農業や大規模化をすすめようとしています。このままで日本の食料安全保障は本当に大丈夫なのでしょうか。

(社会全般)

- ・食料品をはじめとする生活必需品などの物価上昇が続いています。名目賃金の上昇はあるものの実質賃金はマイナスになるなど、くらしは厳しさを増しています。企業等も経費の増加や高齢化、人口減少による購買の縮小、働き手確保の問題など、事業活動は今後ますます厳しくなる見通しです。
- ・2023年の合計特殊出生率は、過去最低の1.20まで落ち込みました。京都府はそれよりも低い1.11となっており、少子化の加速に歯止めがかかっていません。現在の人手不足の最大の原因は少子高齢化と言われており、今後ますます人手の確保が困難になることが予測され、特に医療・福祉の人材不足は深刻です。

[1] 『京都府生協連の4つの役割』にもとづく2025年度活動について

京都府生協連は、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合への期待や、安心してくらしたいという「京都の生協への期待」に応えるため、「新・京都の生協の課題と京都府生協連の役割」にもとづき活動をすすめています。ますます悪化する世界情勢、そして増加する一方の自然災害や物価上昇など、私たちのくらしの不安はますます大きくなっています。京都府生協連では、会員生協どうしの連携につとめることはもちろん、行政や諸団体との連携も強めることで、社会や地域の課題改善につなげるという役割を果たしていきます。



1. 学びと交流

—会員生協の共同の場にふさわしく、生協どうしがお互いに学びあい、はげましあえる交流と共同の行動をつよめます—

(1) 会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ・会員生協で取り組まれている学習会等の情報収集・発信をすることで、会員生協どうしの連携を図ります。会員生協からの情報発信を呼びかけます。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）は年3回、おもに会員生協の役職員を対象に、関心にもとづく学習や研究、各生協の活動交流などすすめます。
- ・学習会や研修会は、会員生協の声も聞きながら、時宜にかなったテーマで開催します。
- ・理事会では共通する課題の推進だけでなく、会員生協間の交流や連携がすすむことをめざします。
- ・会員生協の組合員や役職員、内容によっては学生も参加し、共通の課題についての学習や連携した取り組みが会員間でもすすむよう役割を果たします。
- ・学習会や研修会、交流会等の開催については、引き続き、「会員と会員」、「人と人とのつながり」を大切にしながら、移動時間の短縮や気軽に参加できるといったメリットがあるオンラインも活用し、なるべく多くの方にご参加いただけるよう取り組みます。

(2) 食の安心・安全と食育活動等の推進

- ・食については、「安心・安全」「自給率」「食品ロス」「フードマイレージ」などをテーマに学習会等を

開催します。

- ・食育の取り組みでは、会員生協や京都府協同組合連絡協議会と連携し、親子で参加できる体験学習に取り組みます。
- ・行政や関係団体等からの学習会や情報の提供をすすめます。また、パブリック・コメントの発信をすすめます。

(3) 広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援の取り組み

- ・豪雨災害や地震など、自然災害が増加する中、防災や災害時の対応についての学習や、会員生協の防災や支援の取り組み交流をすすめます。
- ・京都府生協連の災害対策マニュアル等については、緊急時の物資供給協定を締結している、京都府や京都生協との協議を受け、必要に応じ改定等をすすめます。京都府と京都生協とは、定期的な協議や日常的な連携をすすめます。
- ・京都府災害ボランティアセンターの活動は、広く会員生協とともに取り組みます。
- ・引き続き、会員生協との非常用通信機器訓練を実施します。

(4) 住み続けられる地域社会づくりをめざす取り組み

- ・2024年に開催した会員生協福祉・医療分野交流会を今年度から定期的で開催します。
- ・消費者問題や介護などの地域福祉問題、プラスチックごみなどの環境問題などをテーマに、諸団体との連携も図りながら学習や交流をすすめます。
- ・府民が求める地域社会づくりの推進に向け、学習・研修会などの開催などをすすめます。会員どうしの取り組み交流や情報交換をすすめます。

(5) 持続可能な社会を実現する取り組み

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた活動として、省エネや節電、再生可能エネルギー、プラスチックごみ問題についての学習や啓発活動、会員生協の活動や情報などの交流をすすめます。
- ・行政や諸団体と連携した、エシカルや環境に関わる取り組みをすすめます。

2. 生協間の協同・連携

―多様な生協間の協同と連携、職員や組合員の交流を推進し、あらたな取り組みの創造をめざし、交流から、さらに提携できることを模索します。また全国の生協とつながり、共通する課題の取り組みを推進します―

(1) 日本生協連や他府県生協連などと連携・交流をすすめます

- ・日本生協連（関西地連）や、近畿地区生協府県連協議会等の活動に参加し、全国の生協との連携や交流をすすめます。
- ・近畿地区生協・行政合同会議に参加します。

(2) 会員生協間の連携を深めます

- ・くらしの不安が広がる中で、会員生協どうしの連携が一層重要になります。連合会としての役割（生協間の協同・連携）を果たしていきます。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）をはじめとする研修や交流、食の安心・安全や地域福祉、環境問題など、共通の課題や取り組みを連携してすすめます。
- ・会員生協と連携したピースパレード（6/21）やピース交歓会など、平和に関わる取り組みをすすめます。会員生協の平和の取り組みへの活動費支援など、ピースアクション2025に取り組みます。
- ・地域生協などでは、若年層の生協加入が大きな課題です。京都府生協連の会員生協の半数が大学生協

であることから、今後の継続的な生協の利用につながるために、事業や活動で大学生と連携した取り組みを検討します。

3. 行政・諸団体との連携（社会的要請）

ー京都の生協を代表して、行政との連携、各界との意見交換の開催、各種協同組合や地域諸団体とのネットワークをひろげ、連携して組合員と消費者の願いを実現することをめざしますー

(1) 行政・諸団体からの生協への要請にかんする対応

- ・審議会や各種団体からの委員派出の要請にこたえていきます。
- ・行政等が実施するパブリック・コメント等への募集や政策提言に対応します。

(2) 食品安全の社会システム形成と食育活動の推進

- ・京都府食の安心・安全推進条例にもとづき、京都府農林水産部や(一社)京都府食品産業協会等と協力しながら取り組みをすすめます。
- ・農林水産省近畿農政局と近畿地区生協府県連との意見交換会を開催します。
- ・食をテーマにした学習会などで連携できる取り組みをすすめます。
- ・親子クッキングなどの食育活動は、会員生協や京都府協同組合連絡協議会と連携して取り組みます。

(3) 災害への対応や防災・減災、被災者支援の取り組み

- ・行政や京都府災害ボランティアセンターとは、日常的な連携をすすめ、災害対応につとめます。緊急時の物資供給協定を締結している京都府や京都生協と定期協議の場を持ちます。
- ・京都府による京都府総合防災訓練には、会員生協と連携して参加します。
- ・京都府災害ボランティアセンターの構成団体では、引き続き副代表として活動を担います。
- ・各地で発生している地震や豪雨災害をふまえ、防災学習会に取り組みます。
- ・大規模災害発生時は会員生協と協力し、炊き出し等の支援活動の実施について検討します。

(4) 暮らし・環境・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取り組み

<地域づくり>

- ・地域や暮らしのさまざまな課題について、会員生協とともに行政や社会福祉協議会、京都労働者福祉協議会、NPO法人コンシューマーズ京都などの諸団体と連携を図りながら取り組みます。
- ・京都エシカル消費推進ネットワーク(京都府)に参加し、府民への啓発活動に取り組みます。

<環境>

- ・台風や豪雨災害など、気候変動による影響がますます顕著になっています。京都府生協連では、(公財)京都市環境保全活動推進協会や京都府地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。
- ・京都環境フェスティバル(主催:京都府ほか)に参加します。

<平和・憲法>

- ・憲法の三大原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を大切に、持続可能な開発目標である「平和と公正」の実現に向けた活動に取り組みます。
- ・他団体と連携した平和行進や学習会活動などは、会員生協とともに取り組む内容を整理しながら取り組みます。
- ・今年は被爆から80年の節目の年となります。日本生協連のピースアクション in ナガサキへの参加について検討します。

(5) 消費者問題などに関わる活動の推進

- ・京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ・京都府消費生活審議会の委員に消費者代表として参加します。
- ・成年年齢の引き下げ以降、懸念された若年層の消費者被害（美容関連等）が拡大しています。また、ネット販売によるトラブルも増加傾向にあることから、啓発活動が一層大切になります。
- ・適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク、適格消費者団体・特定適格消費者団体NPO法人消費者支援機構関西の活動に参加します。適格消費者団体は、事業者の不当な行為を差止する活動や被害回復活動に取り組んでいます。
- ・NPO法人コンシューマーズ京都と連携し、啓発活動に取り組みます。

(6) 各種協同組合と連携した取組み

- ・京都府協同組合連絡協議会（構成：JA京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）を中心に、2025年国際協同組合年を通して、協同組合の認知度・理解が広がるように、国際協同組合年ならではの取組みと、協同組合間協同の推進を会員生協とともにすすめます。日常の連絡協議会事務局は京都府生協連が担っています。
- ・協同組合連携組織「(一社)日本協同組合連携機構（略称：JCA）」の活動も参考にしながら、京都府協同組合連絡協議会の今後の活動について検討します。
- ・協同組合のアイデンティティについて改めて学び、協同組合の価値や役割を再認識できるような学習会に取り組めます。各会員生協でも学び、実践されることを期待しています。

4. 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

—京都の生協の事業や活動のさまざまな姿を社会（行政、報道機関、地域諸団体）に発信し、生協の視認性や認知度を高める活動を通して、生協の価値と存在意義への理解をひろめます—

(1) 会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ・くらしや社会的な課題について、広く社会に発信が必要なテーマとした、学習会や京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）を実施します。
- ・行政や諸団体との懇談会や意見交換会など、さまざまな機会に生協の活動を知らせます。
- ・京都の生協の取組みをマスコミや報道機関等に積極的に紹介、発信します。
- ・『京都の生協』、『京都府生協連ニュース』、『協同組人』（京都府協同組合連絡協議会）の発行をすすめます。郵送料金等の値上げや、ペーパーレス化を鑑み、『京都の生協』の発行を8月と1月の2回に変更します。
- ・ウェブページの充実と迅速な情報更新につとめます。
- ・協同組合間協同の取組みについても必要に応じ情報発信します。（京都府協同組合連絡協議会：JA京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）

(2) 行政や諸団体との懇談会や意見交換会をおこないます

- ・京都府市や農林水産省近畿農政局、京都のマスコミ関係者（月曜会：在洛新聞放送局編集責任者会議）との懇談会、新春交歓会等、引き続きつながりを大切にしながら生協を知らせる活動をすすめます。

[2]法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます

(1)理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催

- ①理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場であることはもちろん、会員間の連携がより図れるよう、運営します。
- ②常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

(2)監事会の開催、監事監査について

- ①監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ②監事による監査活動が円滑におこなわれるよう環境整備につとめます。
- ③監事による監査のほか、公認会計士・税理士事務所による点検を実施します。

以上